

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年11月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100230号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100021号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和50年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和50年12月まで

私は、昭和51年2月末日頃に妻と一緒にA市役所へ行き、それまで加入していなかった国民年金の加入手続を行った。

昭和51年1月以降の国民年金保険料については、3か月分ずつ納付し、請求期間の保険料については、同年3月頃に、妻がB銀行(現在は、C銀行)D支店で夫婦二人分として4万円くらいの金額を一括で納付したにもかかわらず、請求期間の記録は未納とされている。

調査の上、請求期間の記録について、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、妻と一緒に昭和51年2月末日頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求者及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、同年2月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者の妻は、請求期間後の国民年金保険料については、3か月分ずつ納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和51年1月から同年3月までの期間に係る請求者の保険料は、同年3月31日に、同年4月から同年6月までの期間に係る請求者の保険料は、同年4月21日にそれぞれ納付されていることが確認できる上、請求者の妻は、昭和51年3月頃に、請求期間の国民年金保険料として夫婦二人分で4万円くらいの金額を、B銀行D支店において納付したと主張しており、当該時点において、請求期間の保険料納付が可能であること、A市及びC銀行の回答により、当該金融機関において請求期間の保険料納付が可能であったこと、請求者の妻が納付したとする保険料額は、請求期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致していることなど、請求者の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100231号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100022号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和50年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和50年12月まで

私は、昭和51年2月末日頃に夫と一緒にA市役所へ行き、それまで加入していなかった国民年金の加入手続を行った。

昭和51年1月以降の国民年金保険料については、3か月分ずつ納付し、請求期間の保険料については、同年3月頃に、私がB銀行(現在は、C銀行)D支店で夫婦二人分として4万円くらいの金額を一括で納付したにもかかわらず、請求期間の記録は未納とされている。

調査の上、請求期間の記録について、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、夫と一緒に昭和51年2月末日頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求者及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、同年2月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者は、請求期間後の国民年金保険料については、3か月分ずつ納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和51年1月から同年3月までの期間に係る請求者の保険料は、同年3月31日に、同年4月から同年6月までの期間に係る請求者の保険料は、同年4月21日にそれぞれ納付されていることが確認できる上、請求者は、昭和51年3月頃に、請求期間の国民年金保険料として夫婦二人分で4万円くらいの金額を、B銀行D支店において納付したと主張しており、当該時点において、請求期間の保険料納付が可能であること、A市及びC銀行の回答により、当該金融機関において請求期間の保険料納付が可能であったこと、請求者が納付したとする保険料額は、請求期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致していることなど、請求者の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。